

育児・介護休業法改正の概要と 実務上対応すべきポイント

育児・介護休業法は令和3年6月に改正され、令和4年4月より段階的に施行されます。今回のセミナーでは、新設された産後パパ育休（出生時育休）や制度の個別周知、意向確認措置義務等の改正内容、改正に伴い必要となる規定の改定や関連書式整備など実務上対応すべきポイントについて、解説いたします。

日時 令和4年2月25日（金）14時～16時

場所 かながわ労働プラザ3階 多目的ホール

J R石川町駅北口（中華街口）から徒歩3分、裏面地図参照

講師 新田 香織 氏（社会保険労務士法人グラス代表 特定社会保険労務士）

・大学卒業後、化粧品会社、専門商社を経て、平成10年、社会保険労務士として活動開始。平成22年グラス社労務事務所本稼働。
・子育てしながら働き続けた経験から、誰もが私生活上の責任を果たしながらも働き続けられる職場づくりを目指し、社労士の立場から多様な働き方が可能な制度や運用、職場の意識醸成を提案、啓発。仕事と育児・介護の両立、女性活躍等に関するコンサルティング、調査、執筆、セミナー（年間100回程度）等の実績多数。



受講料 無料

定員 70人（申込先着順） 経営者、管理監督者、人事労務担当者、また関心のある方

※ 天候や新型コロナウイルス感染症の状況等によりセミナーを中止または内容を変更する場合があります。

※ 感染防止のため、マスク着用、手指消毒等の感染症対策へのご協力をお願いいたします。

※ 下記の場合は受講いただけませんのでご承知おきください。

- ・ 発熱の場合（入室時に非接触型温度計で検温をさせていただきます）
- ・ 咳、咽頭痛等の風邪症状や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

申込 電話、ファクシミリ（裏面の申込書）、ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7600/>

主催 神奈川県かながわ労働センター

〒231-8583 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階

電話：045（633）6110 内線2706 ファクシミリ：045（633）5401

中小企業労務管理セミナー(2/25)参加申込書

ファクシミリ 045-633-5401

かながわ労働センター管理企画課 行

事業所名	
部署名	
電話	
住所	〒
メールアドレス	
参加者氏名	(ふりがな)

- ・お送りいただいたファクシミリは当日の参加票になりますので、控えを御持参ください。
- ・定員に達し、御参加いただけない場合のみ、連絡いたします。
- ・御記入いただいた個人情報は厳密に管理し、今回のセミナーに関して使用するほか、新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、保健所等の機関に、氏名、電話番号等の必要な情報提供を行いますので、ご了承ください。

